

## 堺市ひとり親家庭家計相談業務公募型見積合わせ説明書

### 1 業務名称

堺市ひとり親家庭家計相談業務（以下「本業務」という。）

### 2 業務内容

別紙「堺市ひとり親家庭家計相談業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照

### 3 履行機関

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

### 4 契約担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館8階

堺市子ども青少年局子ども青少年育成部 子ども家庭課 担当 池田・高橋

電話番号 072-228-7331

FAX 072-228-8341

e-mail [koka@city.sakai.lg.jp](mailto:koka@city.sakai.lg.jp)

### 5 見積合わせ参加資格要件

以下の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務見積合わせ参加資格確認申請書提出期限から見積書提出期限までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 本見積合わせ参加資格確認申請書提出期限から見積書提出期限までの間に、堺市契約関係

暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けている者ではないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

- (5) 本業務の見積合わせ参加資格確認申請を行っている者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）（以下「参加資格確認申請者」という。）が、他の参加資格確認申請者を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。）
- (6) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 組合とその組合員が同時に参加資格確認申請者である場合
  - イ 参加資格確認申請者である他の組合の組合員である場合
- (7) 下記のア～イのいずれか1つを満たすものであること。
  - ア 国家検定「ファイナンシャル・プランニング技能士」の資格を有する者
  - イ 特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が認定する「AFP」または「CFP」の資格を有する者
- (8) この見積合わせ説明書及び仕様書で指定する書類の全てを提出できる者。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

## 6 日程

|     |                        |                 |
|-----|------------------------|-----------------|
| (1) | 公募開始日                  | 令和8年3月18日（水）    |
| (2) | 質疑締切日時                 | 令和8年4月1日（水）午後5時 |
| (3) | 公募型見積合わせ参加資格確認申請書等提出期限 | 令和8年4月1日（水）午後5時 |
| (4) | 公募型見積合わせ参加資格確認結果通知日    | 令和8年4月2日（木）     |
| (5) | 質疑回答期限                 | 令和8年4月6日（月）     |
| (6) | 見積書提出期限                | 令和8年4月9日（木）午後5時 |
| (7) | 公募型見積合わせ結果通知日          | 令和8年4月10日（金）    |
| (8) | 契約締結日                  | 令和8年5月1日（金）     |

- ※1 本業務についての説明会を実施する予定はない。
- ※2 質疑、参加資格確認申請書、見積書等は公募開始日から提出可能とする。
- ※3 本見積合わせに関する質疑は別紙質問書を用いて、4契約担当課に記載のFAX又はe-mailで提出すること。（電話・郵送での質問の受付はしない。）6（5）質疑回答期限までに契約担当課からFAX又はe-mailにて回答する。
- ※4 見積合わせ結果通知は、最低価格の見積書を提出した事業者に本市から電話連絡を行う。

## 7 応募書類の配布

前記6（1）の公募開始日から6（3）の見積合わせ参加資格確認申請書等提出期限まで、堺市ホームページに掲載する。郵送による配布は行わない。

堺市ホームページ：

[https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/jigyousha\\_boshu/index.html](https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/hughug/boshu/jigyousha_boshu/index.html)

## 8 提出方法

見積書等の提出方法は、前記4の契約担当課まで直接持参又は郵送にて行うこと。

### 【持参の場合】

前記6の各提出期限まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分（正午から午後0時45分までを除く。）までに持参すること。

### 【郵送の場合】

前記6の各提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記4契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

## 9 提出書類

### （1）公募型見積合わせ参加資格確認申請書等の提出

見積合わせに参加する者は、下記のとおり「公募型見積合わせ参加資格確認申請書」等を提出すること。

#### ① 提出書類

##### （ア）公募型見積合わせ参加資格確認申請書

- ・必要事項を記入した上で提出すること。

##### （イ）同意書

- ・事業者（本社に限る）の所在地（住所）、名称又は商号、代表者職氏名を記載すること。申請者が自署しない又は法人である場合は、代表者印（実印）を押印すること。
- ・提出部数は1部とする。

##### （ウ）国税の納税証明書（法人はその3の3、個人はその3の2とし、令和7年4月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。）

- ・提出部数は1部とする。

※提出書類（イ）（ウ）については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

※堺市登録業者の場合、（ア）は登録内容と同様の商号等を記載すること。

##### （エ）組合員名簿の写し（組合が参加する場合に限る。）

##### （オ）上記5（7）の参加資格要件を確認できる資料の写し

#### ② 提出期限

前記6（3）の公募型見積合わせ参加資格確認申請書等提出期限まで

#### ③ 提出先

前記4の契約担当課まで

#### ④ 提出方法

前記8の提出方法のとおり

- ※ 前記5の見積合わせ参加資格要件を満たしていない場合は、見積合わせに参加することができない。公募型見積合わせ参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、前記6（4）の公募型見積合わせ参加資格確認結果通知日に通知する。
- ※ 組合とその組合員が前記5（6）ア、イのいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本業務見積合わせの参加資格を認めないものとする。ただし、公募型見積合わせ参加資格確認申請書等提出期限までの間に本業務への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

## （2）見積書の提出

### ① 作成方法

- ・「見積書」をダウンロードし、作成すること。
- ・見積書の記載内容を確認し、必要に応じて補正を求められることがある。
- ・見積書の内訳欄については諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

### ② 提出期限

前期6（6）の見積書提出期限まで

### ③ 提出先

前期4の契約担当課まで

### ④ 提出方法

前期8の提出方法のとおり

## 10 無効となる見積書

次の各号に該当する見積りは無効とし、以後継続する当該見積合わせに参加することはできない。

- （1）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- （2）見積額の記載を訂正したとき。
- （3）見積者の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。
- （4）再度の見積りにおいて、前回の最低金額と同額又はこれを超える金額をもって見積りを行ったとき。
- （5）1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき。
- （6）明らかに連合によると認められるとき。
- （7）見積合わせ参加資格のないものが見積りを行ったとき。
- （8）前各号に掲げる場合のほか、市の指示に違反し、若しくは見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

## 11 その他

- (1) 契約者  
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約者とする。
- (2) 契約金額  
見積書の見積額（税抜）に100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約金額とする。
- (3) 契約書の作成  
契約者とは別紙委託契約書を令和8年5月1日に締結する。
- (4) 予算の成立  
当該公募型見積合わせは、令和8年度当初予算案の成立を前提とした準備行為として行うものであり、予算が成立しない場合、結果は無効とする。